

## 中間検査が必要となる建築物について（お知らせ）

### 1 中間検査制度について

鎌倉市では、建築物の安全性や建築規制の実効性の確保を目的として平成 11 年（1999 年）10 月 1 日から中間検査を実施しています。

### 2 中間検査の対象について

#### (1) 区域

鎌倉市全域

#### (2) 建築物の構造、用途、規模

ア 特定多数が利用する新築の建築物等※1

	対象用途	規模等
(1)	○劇場 ○映画館 ○演芸場	・当該用途（100 m <sup>2</sup> 超）が地階又は 3 階以上の階にある ・当該用途の床面積（客席部分）が 200 m <sup>2</sup> 以上 ・主階が 1 階にない場合
(2)	○観覧場（屋外観覧場は除く。） ○公会堂 ○集会場	・当該用途（100 m <sup>2</sup> 超）が地階又は 3 階以上の階にある ・当該用途の床面積（客席部分）が 200 m <sup>2</sup> 以上
(3)	○病院、診療場（患者の収容施設があるものに限る。） ○旅館、ホテル ○共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ○寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ○就寝用途の児童福祉施設等※2	・当該用途（100 m <sup>2</sup> 超）が地階又は 3 階以上の階にある ・2 階にある当該用途の床面積が 300 m <sup>2</sup> 以上※3
(4) ※4	○体育館 ○博物館 ○美術館 ○図書館	○ボーリング場 ○スキー場 ○スケート場 ○水泳場 ○スポーツの練習場
(5)	○百貨店 ○マーケット ○展示場 ○キャバレー ○カフェ ○ナイトクラブ ○バー ○ダンスホール	○遊技場 ○公衆浴場 ○待合 ○料理店 ○飲食店 ○物品販売業を営む店舗（床面積が 10 m <sup>2</sup> 以内のものを除く。）
		・当該用途（100 m <sup>2</sup> 超）が地階又は 3 階以上の階にある ・2 階にある当該用途の床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上 ・当該用途の床面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上

※1 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの。

※2 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所

※3 病院、有床診療所については、2 階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

※4 学校に附属する物を除く。

- イ 住宅、長屋又は住宅と他の用途を含む建築物
  - 次のいずれにも該当する建築物
    - (ア) 延べ面積が 50 平方メートルを超える新築の一戸建ての住宅、長屋又は住宅と他の用途を含む建築物
    - (イ) 主要な構造が木造（丸太組工法以外の工法に限る。以下同じ。）又は木造と木造以外の構造を併用した建築物
- ウ 建築基準法に基づき指定された、階数が 3 以上の共同住宅

(3) 中間検査の対象から除かれる建築物

中間検査が必要となる建築物の用途、規模に該当する場合でも、下記に該当する建築物については中間検査の対象から除かれます。

- ア 計画通知による建築物
- イ 仮設建築物
- ウ 附属建築物（住宅等に附属する別棟の車庫や倉庫など）

(4) 中間検査を受ける工程（特定工程）

表 1 に掲げる建築物において、中間検査を受ける工程（特定工程）の工事を完了したときには中間検査を受けることとなります。中間検査を受けて中間検査合格証の交付を受けるまでは、特定工程後の工程の工事に着手できませんので注意して下さい。

また、建築基準法に基づき指定された階数が 3 以上の共同住宅は中間検査を受ける工程（特定工程）は表 2 の工事を完了したときに中間検査を受けることとなります。

なお、工区分けを行った場合は、その工区ごとに中間検査を受ける必要があります。

表 1

構 造	特定工程	特定工程後の工程
主要な構造が木造又は主要な構造が木造と木造以外の併用構造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事又は耐力壁の工事	構造耐力上主要な木造の軸組又は木造の耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
主要な構造が鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事
主要な構造が鉄筋コンクリート造	階数が 1 の場合は屋根版の配筋工事、階数が 2 以上の場合には鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事

表 2

特定工程	特定工程後の工程
2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（工区分けをした場合も、すべてが対象となります。）	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事

### 3 中間検査の申請手続き

中間検査を受ける工程（特定工程）の工事が完了した場合、4日以内に所定の中間検査申請書により申請手続きが必要になります。中間検査の申請を受けてから4日以内に現場検査を行い、適合していれば中間検査合格証を交付します。中間検査合格証が交付されない場合は、特定工程後の工程に着手することができませんので注意して下さい。

なお、工事監理者、工事施工者等の変更または建築確認を受けた内容に変更が生じた場合などについては、事前に担当者と十分な協議をして下さい。

手続きの流れについては、「5 確認・検査手続きのフロー」をご覧ください。

### 4 申請時の提出書類について

中間検査申請時には、当該建築物について法定様式（第二十六号様式）及び本市建築基準法の施行に関する規則に基づく工事監理報告書に加えて、「建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書（中間検査チェックリスト）」を提出して下さい。工事監理者の方は、特定工程の工事が完了した場合、このチェックリストにて照合結果の報告をしてください。

また、検査申請時には隠蔽された部分（基礎等の配筋状況、検査時に目視できない木造建築物の金物の施工状況など）がある場合、施工状況がわかる写真を添付して提出して下さい。（建築基準法第7条の5による検査の特例を受ける場合を除く）

なお、必要に応じて材料試験の成績表を併せて添付していただくことがあります。

## 5 確認・検査手続きのフロー

